

「地盤工学会災害調査論文報告集」投稿規程

公益社団法人地盤工学会「地盤工学会災害調査論文報告集」編集委員会

1. 投稿者

編集委員会が認めた者。

2. 原稿提出先

テンプレートに従って原稿を作成し、編集委員長の指定する方法により投稿する。

3. 原稿受付

編集委員長が指定する期間においてのみ受け付ける。災害調査団の活動と連動して刊行されるので、随時受け付けているわけではないことに注意されたい。

4. 投稿区分

投稿される原稿を論文や報告等の区分を設けて分類することはしない。ただし、災害調査およびその検証に基づいて、新規性や有用性を有する知見、あるいは将来の防災に資する技術的情報を含むものを原稿として受け付けるものとする。

5. 投稿原稿に対する確認事項

- ① 著者は論文の執筆にあたり、地盤工学会倫理綱領を遵守しなければならない。
- ② 広く読まれる学術雑誌へ未発表であること。ただし、地盤工学会（支部含む）で組織した調査団の災害調査報告書等に発表された内容を、新たに論文としてまとめ直したものは、本論文集委員長の承認を経て、未発表原稿と同様の扱いを受けることができる。これに該当する原稿には、その旨を記した文章を添付すること。
- ③ 投稿原稿にデータの捏造や改竄が含まれてはならない。また他の論文等からアイデア、方法、データまたは結果を盗用してはならない。
- ④ 明らかに商業的な意図あるいは政治的、宗教的な意図があると判断される固有名詞や記載内容を含んではならない。

6. 審査

① 査読者数

編集委員長の指名する専門家1名以上に査読を依頼する。

② 評価レベル

編集委員会で査読結果を検討し、それぞれの原稿に以下のいずれかの評価を与える。

1. 採用可
2. 採用（改善のための意見付）
3. 採用不可

7. 原稿の作成方法

- ① 原稿提出時に、所定の申込書式（タイトル、キーワード、抄録をそれぞれ英訳したものを含む）に必要事項を記入のこと。
- ② 原則として日本語で書かれた原稿であること。
- ③ テンプレートに従って原稿を作成すること。
- ④ 国際単位系(SI)を用いること。ただし、重力単位の併記を認める。
- ⑤ 掲載料は無料とする。

8. 著作権

掲載された著作物の著作者の権利のうち、当該刊行物の編集にかかわる著作権は地盤工学会に帰属し、個々の執筆部分の著作権と著作者人格権は執筆者に帰属するものとします。なお執筆者は、学会が第三者から複写に関する著作権利用の許諾申請を受けた場合および学会自らが本論文報告集以外に利用する場合（電子媒体による二次的利用を含む）、これに関する著作権の行使を学会に許諾するものとします。また、これにより学会が著作権使用料等を得た場合は、学会の運営費に充当することを認めるものとします。ただし、執筆者自らが著作権を行使することは妨げません。